



## 2022年度協約改訂を全組合員で闘おうシリーズ⑥

# 有給の罹患休暇を新設せよ！ 濃厚接触者には100%の賃金を保障せよ！

コロナウイルス感染症に感染した社員の皆様にお見舞い申し上げます。

そして日々、コロナウイルス感染症感染への恐怖と闘いながら仕事をされている社員の皆さん、大変お疲れ様です。

コロナ禍によって、休日や手当の新設などを導入している他企業があるにも関わらず、JR東海は奮闘している社員のために、これを見習おうとはしません。

休業を余儀なくされた社員が頼ったのは、「福社会」や自分で入っている保険、共済制度だったのではないのでしょうか。なぜなら会社は、罹患者や濃厚接触者となった社員に「私傷病休暇か年休の二択しかない」と通告し、「給料が減るのが嫌なら年休を、年休がなければ私傷病休暇しかない」と言うからです。しかし前述した二つは申告に基づく扱いであり、申告しなければ「就業制限」という扱いで賃金が60%保障され、私傷病休暇のような欠勤扱いにもならない方法があるにもかかわらず、会社はこれを伝えていません。これでは会社を頼りにできません。

JR東海労は、社員が不幸にもコロナウイルス感染症等に罹ってしまったたり、濃厚接触者となった場合の保証として、下記の申し入れを行いました。今後、粘り強く交渉します。

- 新型コロナウイルス慰労金として、1人10万円を支給すること。
- 期末手当が大幅に削減された。従って、無利子貸付制度を新設すること。
- 新型コロナウイルス等の感染法上の1～3類、新型インフルエンザ等感染症、新感染症、指定感染症に分類される疾病に罹患感染した場合、有給の罹患休暇を新設すること。また、濃厚接触者に指定された場合、100%の賃金を保障すること。